

十二 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）	「第十二条関係」（平成二十年四月施行）	29
十三 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）	「第十三条関係」（公布日施行）	31
十四 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）	「第十四条関係」（平成二十年四月施行）	33
十五 国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）	「第十五条関係」（平成二十年四月施行）	36
十六 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	「第十六条関係」（公布日施行）	39
十七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	「第十七条関係」（平成二十年十月施行）	41
十八 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）	「第十八条関係」（平成二十一年四月施行）	42
十九 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）	「第十九条関係」（公布日施行）	43
二十 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）	「第二十条関係」（平成二十一年四月施行）	44
二十一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）	「第二十一条関係」（平成二十一年四月施行）	46
二十二 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	「第二十二条関係」（平成二十一年四月施行）	51
二十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）	「第二十三条関係」（平成二十一年四月施行）	53
二十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）	「第二十四条関係」（平成二十四年四月施行）	68
二十五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	「附則第十条関係」（平成二十年四月施行）	71

二十六	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	〔附則第十一条関係〕	（平成二十年四月施行）	72	
二十七	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	〔附則第十三条関係〕	（平成二十一年四月施行）	74	
二十八	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）	〔附則第十四条関係〕	（平成二十年四月施行）	75	
二十九	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）	〔附則第十五条関係〕	（平成二十年四月施行）	83	
三十	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）	〔附則第十六条関係〕	（平成二十一年四月施行）	91	
三十一	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律	（平成十二年法律第五十号）	〔附則第十七条関係〕	（平成二十年四月施行）	93
三十二	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	〔附則第十八条関係〕	（平成二十三年四月施行）	95	
三十三	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）	〔附則第十九条関係〕	（平成二十三年四月施行）	96	
三十四	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	（平成十五年法律第四十号）	〔附則第二十条関係〕	（平成二十年四月施行）	97
三十五	判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律	（平成十六年法律第二百一十一号）	〔附則第二十一条関係〕	（平成二十年四月施行）	101
三十六	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法	（平成十七年法律第七十一号）	〔附則第二十二条関係〕	103	

係」(平成二十年四月施行)

三十七 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号) [附則第二
十三条関係] (公布日施行) 105

三十八 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号) [附則第二十四条関係] (平成二
十一年四月施行) 106

三十九 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号) [附則第二十五条関係] (公布
日施行) 108

四十 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号) 109
[附則第二十六条関係] (平成二十年四月施行)

○ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案
 新旧対照条文

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（公布日施行）
 （第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（届出） 第十二条（略） 2～6（略） 7 前項に規定する第二号被保険者を使用する事業主とは、厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者を使用する事業所（同法第六条第一項に規定する事業所をいう。）の事業主（同法第二十七条に規定する事業主をいう。第八十八条第三項において同じ。）をいう。 8・9（略） 第九十二条の四（略） 2～4（略） 5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。</p>	<p>（届出） 第十二条（略） 2～6（略） 7 前項に規定する第二号被保険者を使用する事業主とは、厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者を使用する事業所（同法第六条第一項に規定する事業所をいう。）の事業主（同法第二十七条に規定する事業主をいう。）をいう。 8・9（略） 第九十二条の四（略） 2～4（略） 5 この法律の規定により政府が延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付受託者の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、納付受託者は、政府に対して当該延滞金の納付の責めに任ずるものとする。</p>
<p>6 政府は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処</p>	<p>6 政府は、第一項又は前項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定</p>

分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

(資料の提供等)

第百八条 社会保険庁長官は、被保険者の資格に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、被保険者又は国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

2| 社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に關する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第十九条第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同条第二号に規定する厚生労働省令で定める援助(厚生労働省令で定める援助を除く。)を受けている者若しくは受けていた者、同条第三号に規定する厚生労働省令で定める施設(厚生労働省令で定める施設を除く。)に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、郵便局その他の官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合、地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の關係人に報告を求めることが

による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

(資料の提供等)

第百八条 社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に關する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況又は受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の關係人に報告を求めることができる。

できる。

3 社会保険庁長官は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。

附則

(削る)

附則

第八条の二 社会保険庁長官は、被保険者の資格を確認するために必要があると認めるときは、医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）に対し、政令で定めるところにより、医療保険各法（同条第二十四項に規定する医療保険各法をいう。）の被保険者又は被扶養者の氏名、住所その他の必要な資料の提供を求めることができる。

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（平成二十年三月三十一日までの日で政令で定める日）
 （第二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定代理納付者による納付）</p> <p>第九十二条の二の二 被保険者は、社会保険庁長官に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの（以下この条において「指定代理納付者」という。）から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。</p> <p>2 社会保険庁長官は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。</p> <p>3 第一項の指定の手續その他指定代理納付者による納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>	

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（平成二十年四月施行）
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置（第七十四条）</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第五条の三 第十二条第一項及び第四項（百五十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに百五十五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置</p> <p>第七十四条 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 教育及び広報を行うこと。</p> <p>二 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条において「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。</p>	<p>目次</p> <p>第四章 福祉施設（第七十四条）</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第五条の三 第十二条第一項及び第四項（百五十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに百五十五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>第四章 福祉施設</p> <p>第七十四条 政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ。</p>

2 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

（国庫負担）

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 三 （略）

2 （略）

（口座振替による納付）

第九十二条の二 社会保険庁長官は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（附則第五条第二項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 三 （略）

2 （略）

（口座振替による納付）

第九十二条の二 社会保険庁長官は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができ

三年法律第九十二号) 第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。) の委託を受けて、保険料の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる。

一・二 (略)

三 社会保険庁長官に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

2 (略)

3 社会保険庁長官は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。

4・5 (略)

(学生納付特例の事務手続に関する特例)

第九十九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法(平成十五年法律第十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号) 第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号) 第三条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、社会保険庁長官がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして指定するもの(以下この条において「学生納付特例事務法人」という。)は、その設置する学校教育法第五十二条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る同項の申請をすることができる。

2 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人がその行うべき事務の

る。

一・二 (略)

2 (略)

3 社会保険庁長官は、第一項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4・5 (略)

処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、学生納付特例事務法人に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 第一項の指定の手続その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(保険料納付確認団体)

第百九条の三 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令で定めるものであつて、社会保険庁長官がこれらの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものとして指定するもの（以下この条において「保険料納付確認団体」という。）は、同項の業務を行うことができる。

2 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員その他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていない事実（次項において「保険料滞納事実」という。）の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うものとする。

3 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体の求めに応じ、保険料納付確認団体が前項の業務を適正に行うために必要な限度において、保険料滞納事実に関する情報を提供することができる。

4 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体がその行うべき業務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、保険料納付確認団体に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 保険料納付確認団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、第二項の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手続その他保険料納付確認団体に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(経過措置)

第九十九条の四 (略)

第一百三十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第九十九条の三第六項の規定に違反した者

第一百三十二条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条（第三号を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の刑を科する。

2 (略)

附則

(経過措置)

第九十九条の二 (略)

第一百三十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第一百三十二条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の刑を科する。

2 (略)

附則

(任意加入被保険者)

第五条 (略)

2 前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

3 前項(第一項第三号に掲げる者にあつては、同項)の規定による申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 第十三条第一項の規定は、第二項(第一項第三号に掲げる者にあつては、同項)の規定による申出があつた場合に準用する。

5 7 (略)

8 第一項第二号に掲げる者である被保険者は、第六項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、前項第一号及び第四号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(同項第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

9 第一項第三号に掲げる者である被保険者は、第六項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 四 (略)

10 第一項の規定による被保険者は、第八十七条の二の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間と、第四十九条から第

(任意加入被保険者)

第五条 (略)

2 前項の規定による申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

3 第十三条第一項の規定は、第一項の規定による申出があつた場合に準用する。

4 6 (略)

7 第一項第二号に掲げる者である被保険者は、第五項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、前項第一号及び第四号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(同項第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

8 第一項第三号に掲げる者である被保険者は、第五項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 四 (略)

9 第一項の規定による被保険者は、第八十四条第一項及び第八十七条の二の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間

五十二条の六まで、附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての被保険者期間と、それぞれみ
なす。

11| (略)

(削る)

と、第四十九条から第五十二条の六まで、附則第九条の三及び第九
条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての被保
者期間と、それぞれみなす。

10| (略)

(国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例)

第九条の三の三 平成十年度から平成十五年度までの各年度における
第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業
に要する費用(次項に規定する費用を除く。以下同じ。)」とある
のは、「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。
)」とする。

(市町村の処理する保険料の収納の事務)

第九条の三の四 保険料の収納の事務の一部は、平成十七年三月三十
一日までの間、政令で定めるところにより、市町村が処理すること
とすることができる。

(削る)

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第九条の四の二 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独
立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の
管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第
十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継
等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定
する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に
行わせるものとする。

2| 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福

社医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けの
あつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間
、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行
政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の
運営又は管理）

第九条の五 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年
金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律
（平成十九年法律第 号）第三条の規定による改正前の第七十
四条の施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
法（平成十七年法律第七十一号）第三条に規定する年金福祉施設等
に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号
の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年
金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の
運営又は管理）

第九条の五 政府は、第七十四条の施設のうち、独立行政法人年金・
健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第三条
に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該
施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止される
までの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせ
るものとする。

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（日本年金機構法（平成十九年法律第 号）の施行の日）
 （第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民年金原簿） 第十四条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号（政府管掌年金事業（政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。）の運営に関する事務その他当該事業に関する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。</p> <p>（基礎年金番号の利用制限等） 第百八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する</p>	<p>（国民年金原簿） 第十四条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。</p>

る事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十一条の三 (略)

第百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (略)

第百十三条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第百十一条の二又は前条（第四号を除く。）の違反行為をしたときは、その

第百十一条の二 (略)

第百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 (略)

第百十三条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条（第三号を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか

行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2
(略)

、その法人又は人に対し、同条の刑を科する。

2
(略)

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（平成二十三年四月施行）
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（届出） 第十二条（略） 2・3（略） 4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したとき（氏名及び住所の変更に關する事項の届出であつて厚生労働省令で定めるものを受理したときを除く。）は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣にこれを報告しなければならない。</p> <p>5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に關する事項並びに氏名及び住所の変更に關する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、氏名及び住所の変更に關する事項であつて厚生労働省令で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>6～9（略） （届出等） 第二百五条（略） 2・3（略） 4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者</p>	<p>（届出） 第十二条（略） 2・3（略） 4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣にこれを報告しなければならない。</p> <p>5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に關する事項並びに氏名及び住所の変更に關する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>6～9（略） （届出等） 第二百五条（略） 2・3（略） 4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者</p>

に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

5 (略)

(準用規定)

第三百二十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第四百四条	(略)	(略)	(略)
第四百五条(第二項(第十二条第二項を準用する部分を除く。)、第四項ただし書及び第五項を除く。)	(略)	(略)	(略)

第四百四十七条 次の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。

一〜三 (略)

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第三百二十八条におい

に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(準用規定)

第三百二十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第四百四条	(略)	(略)	(略)
第四百五条(第二項(第十二条第二項を準用する部分を除く。)、及び第五項を除く。)	(略)	(略)	(略)

第四百四十七条 次の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。

一〜三 (略)

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第三百二十八条におい

て準用する第二百五条第四項本文の規定に違反して、届出をしなかつたとき。

て準用する第二百五条第四項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（公布日施行）
 （第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（資料の提供） 第百条の二 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（資料の提供） 第百条の二 社会保険庁長官は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p>

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（平成二十年四月施行）
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第四章 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置（第七十九条）</p> <p>第四章 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置</p> <p>第七十九条 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 教育及び広報を行うこと。</p> <p>二 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条において「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。</p> <p>2 政府は、厚生年金保険事業の実施に必要な事務（国民年金法第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担に伴う事務を含む。）を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。</p> <p>3 政府は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第四章 福祉施設（第七十九条）</p> <p>第四章 福祉施設</p> <p>第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。</p>

(国庫負担)

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を負担する。

2 (略)

附則

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第二十九条の二 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の運営又は管理)

第二十九条の三 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため

(国庫負担)

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金(以下単に「基礎年金拠出金」という。)の額の二分の一に相当する額を負担する。

2 (略)

附則

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による福祉施設の運営又は管理)

第二十九条の二 政府は、第七十九条の施設のうち、独立行政法人年

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第七条の規定による改正前の第七十九条の施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。

年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法第十三条第一号の規定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせるものとする。

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（平成二十一年四月施行）
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（現物給与の価額） 第二十五条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>（現物給与の価額） 第二十五条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、社会保険庁長官が定める。</p>

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（日本年金機構法（平成十九年法律第 号）の施行の日）
 （第九條關係） （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（記録） 第二十八條 厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）<u>、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）</u>その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。</p>	<p>（記録） 第二十八條 厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。</p>

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（平成二十三年四月施行）
 （第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（届出等） 第九十八条（略） 2・3（略） 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。</p> <p>（準用規定） 第七十四条 第九十八条第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項本文の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二百二十八条」と、第九十八条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>（届出等） 第九十八条（略） 2・3（略） 4 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>（準用規定） 第七十四条 第九十八条第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二百二十八条」と、第九十八条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

第百八十七条 次の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第百七十四条において準用する第九十八条第四項本文の規定に違反して、届出をしないとき。

第百八十七条 次の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第百七十四条において準用する第九十八条第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）（平成二十年四月施行）
 （第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（任意加入被保険者の特例） 第十一条（略）</p> <p>2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。</p> <p>3 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、<u>第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。</u></p> <p>4 第二項（<u>第一項第二号に掲げる者にあつては、同項</u>）の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。</p> <p>5 国民年金法第十三条第一項の規定は、<u>第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出があつた場合に準用す</u></p>	<p>附則</p> <p>（任意加入被保険者の特例） 第十一条（略）</p> <p>2 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、<u>前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、同項の申出があつたものとみなす。</u></p> <p>3 第一項の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。</p> <p>4 国民年金法第十三条第一項の規定は、<u>第一項の規定による申出があつた場合に準用する。</u></p>

る。
6) 8) (略)

9) 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第七項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一～三 (略)

10) 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五條第二項の規定の適用については同法第七條第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二條の二から第五十二條の五まで並びに同法附則第九條の三及び第九條の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

11) (略)

5) 7) (略)

8) 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一～三 (略)

9) 第一項の規定による国民年金の被保険者は、国民年金法第七十四條の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての国民年金の被保険者期間は、同法第五條第二項の規定の適用については同法第七條第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二條の二から第五十二條の五まで並びに同法附則第九條の三及び第九條の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10) (略)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）（平成二十年四月施行）
 （第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（任意加入被保険者の特例） 第二十三条（略）</p> <p>2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。</p> <p>3 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、<u>第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。</u></p> <p>4 第二項（<u>第一項第二号に掲げる者にあつては、同項</u>）の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。</p> <p>5 国民年金法第十三条第一項の規定は、<u>第二項（第一項第二号に掲</u></p>	<p>附則</p> <p>（任意加入被保険者の特例） 第二十三条（略）</p> <p>2 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、<u>前項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、同項の申出があつたものとみなす。</u></p> <p>3 第一項の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。</p> <p>4 国民年金法第十三条第一項の規定は、<u>第一項の規定による申出が</u></p>

げる者にあつては、同項)の規定による申出があつた場合に準用する。

6| 8| (略)

9| 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第七項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一〜三 (略)

10| 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第二項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

11| (略)

あつた場合に準用する。

5| 7| (略)

8| 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一〜三 (略)

9| 第一項の規定による国民年金の被保険者は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての国民年金の被保険者期間は、同法第五条第二項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10| (略)

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）（公布日施行）
 （第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出） 第一百一十一条（略） 2～6（略） 7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一（略） 二 歳出 イ～ニ（略） ホ 年金積立金管理運用独立行政法人への出資金 へ（略） （他の勘定への繰入れ） 第一百四十四条（略） 2～4（略） 5 国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。 6 厚生年金保険事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。</p>	<p>（歳入及び歳出） 第一百一十一条（略） 2～6（略） 7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一（略） 二 歳出 イ～ニ（略） ホ 年金積立金管理運用独立行政法人への出資金及び交付金 へ（略） （他の勘定への繰入れ） 第一百四十四条（略） 2～4（略） 5 国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。 6 厚生年金保険事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。</p>

7
~
9

(略)

7
~
9

(略)

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）（平成二十年四月施行）
 （第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出） 第百十一条（略） 2 国民年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ〜ヘ（略） ト 業務勘定からの繰入金 チ 附属雑収入 二（略） 3〜6（略） 7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一（略） 二 歳出 イ（略） ロ 国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置並びに厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費 ハ 独立行政法人福祉医療機構への交付金 ニ〜ヘ（略） （他の勘定への繰入れ） 第百十四条（略）</p>	<p>（歳入及び歳出） 第百十一条（略） 2 国民年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ〜ヘ（略） ト 附属雑収入 二（略） 3〜6（略） 7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一（略） 二 歳出 イ（略） ロ 国民年金事業及び厚生年金保険事業の福祉施設に要する経費 ハ 独立行政法人福祉医療機構への交付金及び補助金 ニ〜ヘ（略） （他の勘定への繰入れ） 第百十四条（略）</p>

2 4 (略)

5 国民年金事業の業務取扱費、国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

6 厚生年金保険事業の業務取扱費、厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

7 8 (略)

9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

附則

(年金特別会計において特別事業に関する経理を行う場合における船員保険特別会計の歳入の特例)

第三十八条 附則第三十二条第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合における附則第九十三条第一号の規定の適用については、同号中「へ 附属雑収入」とあるのは、「へ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金
ト 附属雑収入」とする。

(船員保険特別会計の歳入及び歳出)

2 4 (略)

5 国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

6 厚生年金保険事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

7 8 (略)

9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金に相当する金額は、業務勘定から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

附則

(年金特別会計において特別事業に関する経理を行う場合における船員保険特別会計の歳入の特例)

第三十八条 附則第三十二条第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合における附則第九十三条第一号の規定の適用については、同号中「ホ 附属雑収入」とあるのは、「ホ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金
へ 附属雑収入」とする。

(船員保険特別会計の歳入及び歳出)

第百九十三条 船員保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一 (略)

ホ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 一 (略)

ホ 独立行政法人福祉医療機構への交付金

ヘ 一 (略)

第百九十三条 船員保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一 (略)

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 一 (略)

ホ 独立行政法人福祉医療機構への補助金

ヘ 一 (略)

◎ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（平成二十年四月施行）
 （第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（届出等） 第九条（略） 2（9）（略）</p> <p>10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。</p> <p>11 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。</p> <p>12 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の規定による付記がされたとき</p>	<p>（届出等） 第九条（略） 2（9）（略）</p> <p>10 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の規定による付記がされたとき</p>

に限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は第九項の規定による届出があつたものとみなす。

13] (略)

(準用規定)

第二十二條 第九條(第十二項を除く。)の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条第一項から第九項までの規定中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と、同条第十項中「市町村は」とあるのは「組合は」と、「世帯主(第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の規定による保険料を滞納している世帯主(同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。)」とあるのは「組合員(第三項の規定により組合が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。)」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

(保険料の徴収の方法)

第七十六條の三 (略)

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金

に限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

11] (略)

(準用規定)

第二十二條 第九條(第十項を除く。)の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

(保険料の徴収の方法)

第七十六條の三 (略)

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、

たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齡若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

(資料の提供等)

第百十三条の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に
関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属す
る世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者
の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況に
つき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め
、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その
他の関係者に報告を求めることができる。

2
(略)

障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める
もの及びこれらの年金たる給付に類する老齡若しくは退職、障害又
は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを
いう。

(資料の提供等)

第百十三条の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に
関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属す
る世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者
の種別の変更につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資
料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険
者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2
(略)

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（公布日施行）
 （第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

		別表第一（第三十条の七関係）				改正案
七十四 社会 保険庁	七十三 社会 保険庁	七十二 社会 保険庁	(略)	提供を受ける 国の機関又は 法人	事務	現 行
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による被保険者に係る届出、年金である給付	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	健康保険法（大正十一年法律第七十号）による政府が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第百二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)			
七十四 社会 保険庁	七十三 社会 保険庁	七十二 社会 保険庁	(略)	提供を受ける 国の機関又は 法人	事務	
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である給付に係る権利の裁定若し	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	健康保険法（大正十一年法律第七十号）による同法第百二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)			

(略)	七十七 社会 保険庁	(略)	
(略)	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	七十七 社会 保険庁	(略)	
(略)	国民年金法による被保険者の資格の取得の届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	くは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（平成二十年十月施行）
 （第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の七関係）			
(略)	七十二 社会保 険庁及び全国 健康保険協会	(略)	提供を受ける国 の機関又は法人
(略)	健康保険法（大正十一年法律第七十号）によ る全国健康保険協会が管掌する健康保険の被 保険者に係る届出又は同法第二百二十六条第二 項の交付に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	(略)	事 務
(略)	七十二 社会保 険庁	(略)	提供を受ける国 の機関又は法人
(略)	健康保険法（大正十一年法律第七十号）によ る政府が管掌する健康保険の被保険者に係る 届出又は同法第二百二十六条第二項の交付に関 する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	事 務

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（平成二十一年四月施行）
 （第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 報酬又ハ賞与ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ価額ハ其ノ地方ノ時価ニ依リ厚生労働大臣之ヲ定ム</p>	<p>第三条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 報酬又ハ賞与ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ価額ハ其ノ地方ノ時価ニ依リ社会保険庁長官之ヲ定ム</p>

◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（公布日施行）
 （第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資料の提供） 第四十三条の二 行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。</p>	

◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（平成二十一年四月施行）
 （第二十條關係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に關し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(概算保険料の納付) 第十五条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の六月一日から四十日以内（保険年度の中途に保険關係が成立したものは、当該保險關係が成立した日（保險年度の中途に労災保險法第三十四条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料及び保險年度の中途に労災保險法第三十六条第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認があつた日）から五十日以内）に納付しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2〜4 (略)</p> <p>(確定保険料)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(概算保険料の納付) 第十五条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の初日（保險年度の中途に保險關係が成立したものは、当該保險關係が成立した日（保險年度の中途に労災保險法第三十四条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料及び保險年度の中途に労災保險法第三十六条第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認があつた日）から五十日以内に納付しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2〜4 (略)</p> <p>(確定保険料)</p>

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の六月一日から四十日以内（保険年度中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度中途に労働保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日。第三項において同じ。）から五十日以内）に提出しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

3 事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の六月一日から四十日以内（保険年度中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日から五十日以内）に、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から五十日以内に納付しなければならない。

4〇6 (略)

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の初日（保険年度中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度中途に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日。第三項において同じ。）から五十日以内）に提出しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

3 事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の初日から、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から五十日以内に納付しなければならない。

4〇6 (略)

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（平成二十一年四月施行）
 （第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保険医療機関又は保険薬局の指定） 第六十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律、船員保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（第八十九条第四項第七号において「社会保険各法」という。）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九条第四項第七号及び第九十九条第二項において「社会保険料」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた</p>	<p>（保険医療機関又は保険薬局の指定） 第六十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条第三項第一号の指定をしないことができる。</p> <p>一〜四（略）</p>

日以降に納期限の到来した社会保険料のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六（略）

4（略）

（保険医療機関又は保険薬局の責務）

第七十条（略）

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（以下「この法律以外の医療保険各法」という。）による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。

（指定訪問看護事業者の指定）

第八十九条（略）

2・3（略）

4 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない

五（略）

4（略）

（保険医療機関又は保険薬局の責務）

第七十条（略）

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第四百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（以下「この法律以外の医療保険各法」という。）による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。

（指定訪問看護事業者の指定）

第八十九条（略）

2・3（略）

4 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の指定をしてはならない

一〇六 (略)

七 申請者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日まで、社会保険各法又は地方税法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

八 (略)

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第百八条 (略)

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額(前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)より少ないときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)を支給する。

3 (略)

4 傷病手当金の支給を受けるべき者(第百四条の規定により受けなければならないが、政令で定める要件に該当するものに限る。)が、

一〇六 (略)

七 (略)

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第百八条 (略)

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額(前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)より少ないときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)を支給する。

3 (略)

4 傷病手当金の支給を受けるべき者(第百四条の規定により受けなければならないが、政令で定める要件に該当するものに限る。)が、

国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

5・6（略）

（資料の提供）

第九十九条（略）

2 厚生労働大臣は、第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項の指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る開設者若しくは管理者又は申請者の社会保険料の納付状況につき、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則

（郵政会社等に関する経過措置）

第九条 国家公務員共済組合法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者の指定の申請を行う場合におけるこの法律の適用については、次の表の上

国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

5・6（略）

（資料の提供）

第九十九条（略）

附則

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条 第三項第五 号	高齢者の医療の確保に關 する法律	高齢者の医療の確保に關 する法律、国家公務員共 済組合法（昭和三十三年 法律第二百二十八号）
第七十条第 二項	国家公務員共済組合法（ 昭和三十三年法律第二百 二十八号。	国家公務員共済組合法（

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（平成二十一年四月施行）
 （第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録拒否事由） 第十四条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。）について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正當な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料に限る。）を引き続き滞納している者</p> <p>四 （略）</p>	<p>（登録拒否事由） 第十四条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 （略）</p>

(資料の提供)

第二十九条 連合会は、第十四条の二第一項の規定による登録に関し必要があると認めるときは、当該登録を受けようとする者の保険料の納付状況につき、当該保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

別表第一 (第二条関係)

一〇十九

二十 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

二十の二〇二十の二十一 (略)

二十一 健康保険法

二十二 船員保険法

二十三 (略)

二十四 厚生年金保険法

二十五 国民健康保険法

二十六 国民年金法

二十七〇二十九 (略)

三十 高齢者の医療の確保に関する法律

三十一 介護保険法

三十二・三十三 (略)

第二十九条 削除

別表第一 (第二条関係)

一〇十九 (略)

二十 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和四十四年法律第八十四号)

二十の二〇二十の二十一 (略)

二十一 健康保険法 (大正十一年法律第七十号)

二十二 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)

二十三 (略)

二十四 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第一百五号)

二十五 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号)

二十六 国民年金法 (昭和三十四年法律第四十一号)

二十七〇二十九 (略)

三十 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)

三十一 介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号)

三十二・三十三 (略)

◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（平成二十一年四月施行）
 （第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第七条（略） 2～8（略）</p> <p>9 この法律において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>一 この法律</p> <p>二 第六項各号（第四号を除く。）に掲げる法律</p> <p>三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）</p> <p>四 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）</p> <p>（指定居宅サービス事業者の指定） 第七十条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を</p>	<p>（定義） 第七条（略） 2～8（略）</p> <p>（指定居宅サービス事業者の指定） 第七十条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>一～五（略）</p>

負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、第七百七条第三項第四号の二、第一百五条の二第二項第五号の二及び第二百三条第二項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第九十四条第三項第五号の二、第七百七条第三項第四号の二及び第一百五条の二第二項第五号の二において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六 申請者が、第七十七条第一項又は第一百五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該病院等の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しない

六 申請者が、第七十七条第一項又は第一百五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該病院等の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）である

ものを含む。)であるとき。

七〇十一 (略)

三〇五 (略)

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号、第五号、第十号(第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。

又は第十一号(第五号の二に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二〇十二 (略)

二 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 (略)

二〇三 (略)

四 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一〇五 (略)

五の二 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組

合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第

七十九条第二項第四号の二、第一百十五条の十一第二項第五号の二

とき。

七〇十一 (略)

三〇五 (略)

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

二〇十二 (略)

二 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 (略)

二〇三 (略)

四 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一〇五 (略)

及び第一百五十五条の二十第二項第四号の二において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第四号の二、第一百五十五条の十一第二項第五号の二及び第一百五十五条の二十第二項第四号の二において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六〇八 (略)

九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき

イ・ロ (略)

ハ この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第七十九条第二項第八号ハ、第八十六条第二項第七号ハ、第一百五十五条の十一第二項第九号ハ及び第一百五十五条の二十第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第八号ハ、第八十六条第二項第七号ハ、第一百五十五条の十一第二項第九号ハ及び第一百五十五条の二十第二項第八号

六〇八 (略)

九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき

イ・ロ (略)

ハにおいて同じ。）を引き続き滞納している者

二・ホ (略)

5 57 (略)

(指定の取消し等)

第七十八条の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第五号又は第九号（ハに該当する者があるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 57 (略)

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 57 (略)

四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のおおむね引き続き滞納している者であるとき。

五 57 (略)

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき

ハ・ニ (略)

5 57 (略)

(指定の取消し等)

第七十八条の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 57 (略)

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 57 (略)

五 57 (略)

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき

イ・ロ (略)

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

ニ・ホ (略)

(指定の取消し等)

第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第四号又は第八号(ハに該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二(略)

2 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一(略)

三(略) 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公

イ・ロ (略)

ハ・ニ (略)

(指定の取消し等)

第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。

二(略)

2 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一(略)

務員等共済組合法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。

四〇六 (略)

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ・ロ (略)

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

ニ・ホ (略)

三 (略)

(指定の取消し等)

第九十二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護老人福祉施設が、第八十六条第二項第三号又は第七号

四〇六 (略)

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ・ロ (略)

ハ・ニ (略)

三 (略)

(指定の取消し等)

第九十二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護老人福祉施設が、第八十六条第二項第三号又は第七号

(ハ)に該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二〇十二 (略)

2 (略)

(開設許可)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号(前項の申請にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一〇五 (略)

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のおべてを引き続き滞納している者であるとき。

六〇十一 (略)

4〇6 (略)

(許可の取消し等)

第百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 介護老人保健施設が、第九十四条第三項第四号、第五号、第十

のいずれかに該当するに至ったとき。

二〇十二 (略)

2 (略)

(開設許可)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号(前項の申請にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一〇五 (略)

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のおべてを引き続き滞納している者であるとき。

六〇十一 (略)

4〇6 (略)

(許可の取消し等)

第百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 介護老人保健施設が、第九十四条第三項第四号、第五号、第十

号(第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第十一号(第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

三〇十二 (略)

2・3 (略)

(指定介護療養型医療施設の指定)

第七百七条 第四十八条第一項第三号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、療養病床等を有する病院又は診療所(以下この条及び第二百三条第二項において「療養病床病院等」という。)であつて、その開設者の申請があつたものについて行う。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第三号の指定をしてはならない。

一〇四 (略)

四の二 当該療養病床病院等の開設者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

五〇十 (略)

4・5 (略)

(指定の取消し等)

第七百七十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合に

号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

三〇十二 (略)

2・3 (略)

(指定介護療養型医療施設の指定)

第七百七条 第四十八条第一項第三号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、療養病床等を有する病院又は診療所(以下この条において「療養病床病院等」という。)であつて、その開設者の申請があつたものについて行う。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第三号の指定をしてはならない。

一〇四 (略)

五〇十 (略)

4・5 (略)

(指定の取消し等)

第七百七十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合に

においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護療養型医療施設が、第七百七条第三項第三号、第四号、第九号（第四号の二に該当する者のあるものであるときを除く。）の

）又は第十号（第四号の二に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十三（略）

2（略）

（指定介護予防サービス事業者の指定）

第百十五条の二（略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防防居室療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一 五（略）

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

六 十一（略）

においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護療養型医療施設が、第七百七条第三項第三号、第四号、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十三（略）

2（略）

（指定介護予防サービス事業者の指定）

第百十五条の二（略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防防居室療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。

一 五（略）

六 十一（略）

(指定の取消し等)

第百十五条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第二項第四号、第五号、第十号(第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。)、又は第十一号(第五号の二に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 二十二 (略)

2 (略)

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第百十五条の十一 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 五 (略)

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

六 八 (略)

九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

(指定の取消し等)

第百十五条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 二十二 (略)

2 (略)

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第百十五条の十一 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 五 (略)

五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

六 八 (略)

九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ・ロ (略)

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

ニ・ホ (略)

3 5 (略)

(指定の取消し等)

第百十五条の十七 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十一第二項第五号又は第九号(ハに該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十三 (略)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

一 四 (略)

四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、か

イ・ロ (略)

ハ・ニ (略)

3 5 (略)

(指定の取消し等)

第百十五条の十七 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十一第二項第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十三 (略)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

一 四 (略)

つ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

五〇七 (略)

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ・ロ (略)

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

ニ・ホ (略)

三 (略)

(指定の取消し等)

第百十五条の二十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十第二項第四号又は第八号（ハに該当する者があるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二〇十一 (略)

(保険料の徴収の方法)

第百三十一条 第百二十九条の保険料の徴収については、第百三十五

五〇七 (略)

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ・ロ (略)

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

ニ・ホ (略)

三 (略)

(指定の取消し等)

第百十五条の二十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。

二〇十一 (略)

(保険料の徴収の方法)

第百三十一条 第百二十九条の保険料の徴収については、第百三十五

条の規定により特別徴収（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた第一号被保険者又は当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第一号被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、地方自治法第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならぬ。

（資料の提供等）

2 第二百三条 （略）

都道府県知事又は市町村長は、第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号、第五十三条第一項本文、第五十四条の二第一項本文若しくは第五十八条第一項の指定又は第九十四条第一項の許可に關し必要があると認めるときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等若しくは療養病床病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは

条の規定により特別徴収（国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号））、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた第一号被保険者又は当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第一号被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、地方自治法第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならぬ。

（資料の提供等）

第二百三条 （略）

同条第三項第十一号に規定する使用人の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附 則

(郵政会社等に関する経過措置)

第八条 国家公務員共済組合法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十条の八第一項に規定する適用法人が指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定の申請を行う場合又は介護老人保健施設の開設の許可の申請を行う場合におけるこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第九項 第二号	第六項各号（第四号を除く。）	第六項各号
第七十八條の 二第四項第五 号の二	船員保険法	船員保険法、国家公務員共済組合法

附 則

◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（平成二十四年四月施行）
 （第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定居宅サービス事業者の指定） 第七十条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、第一百二十五条の二第二項第五号の二及び第九十四条第三項第五号の二、第一百二十五条の二）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第九十四条第三項第五号の二及び第一百五十五条の二第二項第五号の二において同</p>	<p>（指定居宅サービス事業者の指定） 第七十条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、<u>第一百七</u><u>三条第三項第四号の二</u>、<u>第一百五</u><u>条の二第二項第五号の二</u>及び<u>第二</u><u>百三</u><u>条第二項</u>において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保</p>

じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

六〇十一 (略)

三・四 (略)

(資料の提供等)

第二百三条 (略)

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項本文、第五十四条の二第一項本文若しくは第五十八条第一項の指定又は第九十四条第一項の許可に必要があるときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは同条第三項第十一号に規定する使用人の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則

(郵政会社等に関する経過措置)

第八条 国家公務員共済組合法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十条の八第一項に規定する適用法人が指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定の申請を行う場合又は介護老人保健施設の開設の許可の申請を行う場合

四号の二及び第百十五条の二第二項第五号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

六〇十一 (略)

三・四 (略)

(資料の提供等)

第二百三条 (略)

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号、第五十三条第一項本文、第五十四条の二第一項本文若しくは第五十八条第一項の指定又は第九十四条第一項の許可に必要があるときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等若しくは療養病床病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは同条第三項第十一号に規定する使用人の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則

(郵政会社等に関する経過措置)

第八条 国家公務員共済組合法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十条の八第一項に規定する適用法人が指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定の申請を行う場合又は介護老人保健施設の開

におけるこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

(略)

設の許可の申請を行う場合におけるこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

(略)

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（平成二十年四月施行）
 （附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	事 務	(略)	(略)
国民年金法（昭和三十四年法律第四百十号）	第十二条第一項及び第四項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務	(略)	(略)

法 律	事 務	(略)	(略)
国民年金法（昭和三十四年法律第四百十号）	第十二条第一項及び第四項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務（当該事務にあつては、平成十七年三月三十一日までの間に限る。）	(略)	(略)

◎ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（平成二十年四月施行）
 （附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えない</p>	<p>第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えない</p>

ことができる。

一〇七 (略)

八 国の委託を受けて健康保険法第五十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七条ノ二の施設として病院を開設する者

2
5
7 (略)

ことができる。

一〇七 (略)

八 国の委託を受けて健康保険法第五十条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七条ノ二及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条の施設として病院を開設する者

2
5
7 (略)

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（平成二十一年四月施行）
 （附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>21 この法律による加入者であつて前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなつた者に対する同法第百八条の規定の適用については、同条第二項中「厚生年金保険法による障害厚生年金」とあるのは「私立学校教職員共済法による障害厚生年金」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害共済年金の額」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害共済年金」と、同条第三項中「厚生年金保険法による障害手当金」とあるのは「私立学校教職員共済法による障害一時金」と、「当該障害手当金」とあるのは「当該障害一時金」とし、この法律による加入者であつて前項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「障害共済年金」とあるのは「厚生年金保険法による障害厚生年金」と、同条第五項中「障害一時金」とあるのは「厚生年金保険法による障害手当金」とする。</p>	<p>附則</p> <p>21 この法律による加入者であつて前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなつた者に対する同法第百八条の規定の適用については、同条第二項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金」とあるのは「私立学校教職員共済法による障害共済年金」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害共済年金の額」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害共済年金」と、同条第三項中「厚生年金保険法による障害手当金」とあるのは「私立学校教職員共済法による障害一時金」と、「当該障害手当金」とあるのは「当該障害一時金」とし、この法律による加入者であつて前項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「障害共済年金」とあるのは「厚生年金保険法による障害厚生年金」と、同条第五項中「障害一時金」とあるのは「厚生年金保険法による障害手当金」とする。</p>

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
 （附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（費用負担の原則）</p> <p>第九十九条 組合の給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。</p> <p>一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含む、第三項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務</p>	<p>（費用負担の原則）</p> <p>第九十九条 組合の給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。</p> <p>一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用を含む、第三項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）を含む、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号</p>

に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第二項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一〜四 (略)

3 (略)

4 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、国は毎年度の予算で定める金額を負担する。

5 (略)

において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一〜四 (略)

五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 国の負担金百分の百

3 (略)

4 第二項第五号の規定により組合の事務に要する費用に充てるため国が負担すべき金額は、毎年度、国の予算をもつて定める。

5 (略)

6 特定独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

7 特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

(負担金)

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第四号までに掲げる費用及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定に

6 特定独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは、「特定独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

(負担金)

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一

より読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第四項の規定により負担することとなる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）

第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項第一号及

項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）

第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第五項から第七

「第三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの（第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組合職員の取扱い）

第二百二十五条 組合に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「組合職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律（第四十一条第二項及び第二百二十四条の二を除く。）の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

附則

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例）

第二十条の二 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号、第三十五条の二第一項及び第

項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組合職員の取扱い）

第二百二十五条 組合に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「組合職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律（第四十一条第二項及び第二百二十四条の二を除く。）の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

附則

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例）

第二十条の二 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号、第三十五条の二第一項及び第

九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」とあるのは「、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）」と、第二十一条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の納付及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第三十五条の二第一項中「及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金並びに」と、第十九条第一項中「並びに基礎年金拠出金」とあるのは「、基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第三号中「及び長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第二百二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

（郵政会社等の役職員の取扱い）

第二十條の三（略）

2・3（略）

4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄

九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」とあるのは「、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）」と、第二十一条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の納付及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第三十五条の二第一項中「及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金並びに」と、第十九条第一項中「並びに基礎年金拠出金」とあるのは「、基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金」と、同項第三号中「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含む」と、第二百二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

（郵政会社等の役職員の取扱い）

第二十條の三（略）

2・3（略）

4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	第九十九条第一号及び第三号	を除く。)を含みます	並びに附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する第四項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。)を含みます
	第九十九条第二項	国	国又は郵政会社等
	第九十九条第三項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
	第九十九条第四項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する
	第九十九条第五項	負担金及び国 第二号まで及び第四号	負担金及び国又は郵政会社等 第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	第九十九条第二項	国	国又は郵政会社等
	第九十九条第三項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
	第九十九条第四項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する
	第九十九条第五項	負担金及び国 第二号まで及び第四号	負担金及び国又は郵政会社等 第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号
		負担金」として	負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」として

第二百二十六条 の五第二項		国又は郵政会社等
(略)		

(事務に要する費用の補助)
 第二十条の六 国は、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、
 附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第四項
 に規定する費用の一部を補助することができる。

第二百二十五条	負担金及び国	負担金及び国又は郵政会社等
第二百二十六条 の五第二項	負担金」とする 国	負担金」と、同項第五号中「国の負 担金」とあるのは「国又は郵政会社 等の負担金」とする 国又は郵政会社等
(略)		

(事務に要する費用の補助)
 第二十条の六 国は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられ
 た第九十九条第二項第五号の規定にかかわらず、予算の範囲内において
 、日本郵政共済組合に対し、同号に掲げる費用の一部を補助することが
 できる。

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（平成二十年四月施行）
 （附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（費用の負担）</p> <p>第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基礎年金拠</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む）、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少な</p>

出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一～三（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一～四（略）

3（略）

4 地方公共団体は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5（略）

6 特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方

くとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一～三（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一～四（略）

五 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

3（略）

4 第二項第五号の規定により組合の事務に要する費用に充てるため地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

5（略）

6 特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」

独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

（負担金）

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十四条の第二項の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額及び同条第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 （略）

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団

とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「職員団体の負担金、特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

（負担金）

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十四条の第二項の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額及び同条第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 （略）

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべ

体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

(組合役員等の取扱い)

第四百四十一条 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「組合役員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

2～4 (略)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 (略)

2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

き金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

(組合役員等の取扱い)

第四百四十一条 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「組合役員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体の負担金」とあるのは「及び組合の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。

2～4 (略)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 (略)

2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

3 (略)	<p>第百三十三条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）</p>	<p>団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）</p>
----------	---------------------------	--	---

第百四十四条の十及び第百四十四条の十一 削除

(団体組合員に係る費用の負担の特例)
 第百四十四条の十二 (略)
 255 (略)

附則

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合の長期給付積立金等の特例)
 第四十条の三 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第二十四条中「の負担」

3 (略)	<p>第百三十三条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>及び団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金</p>
----------	---------------------------	---

(団体組合員に係る費用の負担の特例)
 第百四十四条の十 第百三十三条第二項第五号の規定により地方公共団体が負担すべき金額のうち、団体組合員に係るものについては、同条第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

第百四十四条の十一 削除
 第百四十四条の十二 (略)
 255 (略)

附則

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合の長期給付積立金等の特例)
 第四十条の三 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第二十四条中「の負担」

とあるのは「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）の負担」と、第三十八条の八第一項中「基礎年金拠出金の負担及び」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担並びに」と、同条第三項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第百十三条第一項各号列記以外の部分中「を含む」とあるのは「並びに年金保険者拠出金に係る負担に要する費用を含む」と、」を含む、次項第三号」とあるのは「」並びに年金保険者拠出金に係る負担に要する費用及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号」と、第百十六条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

（削る）

とあるのは「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）の負担」と、第三十八条の八第一項中「基礎年金拠出金の負担及び」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の負担並びに」と、同条第三項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第百十三条第一項中「に係る負担に要する費用を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金に係る負担に要する費用を含む」と、」及び年金保険者拠出金に係る負担に要する費用を含み」と、第百十六条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

（組合の事務に要する費用の負担の特例）

第四十条の四 平成十八年度における第百十三条第二項第五号に掲げる費用については、地方公共団体は、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第五条第一項の規定により国が予算の範囲内で負担すべき費用を負担する場合における当該費用の算定の方法の例により総務大臣の定めるところにより、これを負担し、同号の規定は、適用しない。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第百十三条第一項中「老人保健法第五十三条第一項」とあるのは「組合の事務に要する費用（福祉事業に係る事務に要する費用及び附則第四十条の四第一項の規定による地方公共団体の負担に係る費用を除く。以下この項において同じ。）並びに老人保健法第五十三条第一項」と、「老人保健拠出金及び」とあるのは「短期給付に係る組合の事務に要する費

用並びに老人保健拠出金及び」と、「納付に要する費用を含み」とあるのは「納付に要する費用（当該納付に係る組合の事務に要する費用を含む。）を含み」と、「基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号）とあるのは「長期給付に係る組合の事務に要する費用及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（当該負担に係る組合の事務に要する費用を含み、第三項第二号）と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第五号を除く。）」と、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」と、同条第六項及び第七項中「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体の負担金」とあるのは「及び特定地方独立行政法人の負担金」と、第百十六条第一項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」と、第百四十条第一項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」と、第百四十一条第一項中「の負担金」とあるのは「及び組合の負担金」とあるのは「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「組合」と、第百四十二条第二項の表第百十三条第二項各号、第三項及び第四項の項中「第百十三条第二項各号」とあるのは「第百十三条第二項各号（第五号を除く。）」と、同表第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）の項中「及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）」とあるのは「、第百四十四条の三十一（見出しを含む。）及び附則第四十条の四第一項」と、第百四十四条の三第二項の表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項の中欄中「の負担金」とあるのは「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」と、同項の下欄中「及び団体（第百四十四条の三第一項に規

定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「団体（第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）」と、第四百四十四条の十中「第一百三十二条第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第一百三十二条第四項」と、前条中「除く。」を含む」とあるのは「及び基礎年金拠出金」とあるのは「並びに基礎年金拠出金」と、「除く。」を含む」と、「費用を含む」とする」とあるのは「費用（当該負担に係る組合の事務に要する費用を含む。）を含む」とする」とする。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

◎ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）（平成二十一年四月施行）
 （附則第十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案
 現 行

<p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二から第三十八条まで並びに第四十一条から第四十三条までの規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>		<p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二から第三十八条まで並びに第四十一条から第四十三条までの規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	
<p>第十九条 第一項</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>

◎ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（平成二十年四月施行）
 （附則第十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第一百三十二条各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第一百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第一百六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第一百三十二条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項」とあるのは「第一百三十二条第二項」とする。</p>	<p>（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第一百三十二条各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金及び地方公共団体」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第一百六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第一百三十二条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「第一百三十二条第二項」と、同法附則第四十条の四第二項中「次の各号（第五号を除く。）」と、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金及び地方公共団体</p>

(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。) 」とあるのは「及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。) 」と、「第百十六條第一項中「含む。) 」とあるのは「含む。) 及び附則第四十條の四第一項」と、第百四十條第一項」とあるのは「第百四十條第一項」とする。

◎ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（平成二十三年四月施行）
 （附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第百十二条（略） 25（略） 6 第四項の規定により消滅した厚生年金基金が消滅した日までに支給すべきであった給付であつてまだ支給していないものの支給並びに徴収すべきであった掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に関しては、同項の規定により権利義務を承継した基金を厚生年金基金とみなして、厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条の二まで、第百三十五条、第百三十六條、第百三十八條から第百四十一条まで、第百六十九條から第百七十二條まで、第百七十四条において準用する同法第九十八條第三項及び第四項本文、第百七十八條並びに第百七十九條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p> <p>7（略）</p>	<p>第百十二条（略） 25（略） 6 第四項の規定により消滅した厚生年金基金が消滅した日までに支給すべきであった給付であつてまだ支給していないものの支給並びに徴収すべきであった掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に関しては、同項の規定により権利義務を承継した基金を厚生年金基金とみなして、厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条の二まで、第百三十五条、第百三十六條、第百三十八條から第百四十一条まで、第百六十九條から第百七十二條まで、第百七十四条において準用する同法第九十八條第三項及び第四項、第百七十八條並びに第百七十九條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p> <p>7（略）</p>

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（平成二十三年四月施行）
 （附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民年金法の適用） 第七十九条 この法律の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金法第三百三十七条の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項（第二号から第四号までに掲げる事項にあつては、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定による連合会の業務に係るものを除く。）」と、同法第三百三十七条の二十三中「規定」とあるのは「規定並びに確定拠出年金法の規定」と、同法第三百三十八条の表第五百条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）、第四項ただし書及び第五項を除く。）の項中「一時金」とあるのは「一時金（確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。）」と、同法第四百四十二条第一項中「規約」とあるのは「規約、確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約（次項において「個人型年金規約」という。）」と、同条第二項中「規約」とあるのは「規約又は個人型年金規約」と、同条第五項中「第一項の命令」とあるのは「第一項の命令（確定拠出年金法の規定による連合会の事業に係るものを除く。）」と、「事業」とあるのは「事業（確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。）」と、同法第四百四十五条第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国民年金法の適用） 第七十九条 この法律の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金法第三百三十七条の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項（第二号から第四号までに掲げる事項にあつては、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定による連合会の業務に係るものを除く。）」と、同法第三百三十七条の二十三中「規定」とあるのは「規定並びに確定拠出年金法の規定」と、同法第三百三十八条の表第五百条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）及び第五項を除く。）の項中「一時金」とあるのは「一時金（確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。）」と、同法第四百四十二条第一項中「規約」とあるのは「規約、確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約（次項において「個人型年金規約」という。）」と、同条第二項中「規約」とあるのは「規約又は個人型年金規約」と、同条第五項中「第一項の命令」とあるのは「第一項の命令（確定拠出年金法の規定による連合会の事業に係るものを除く。）」と、「事業」とあるのは「事業（確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。）」と、同法第四百四十五条第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>2 （略）</p>

◎ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

（平成二十年四月施行）

（附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」とあるのは「同条第四項中「同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「特定独立行政法人又は職員団体」とする。」</p>	<p>（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「特定独立行政法人又は職員団体」とする。」</p>

るのは「同条第四項」と、「(同条第四項)とあるのは「(同項)と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

3 (略)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とある

3 (略)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」とする。

のは「並びに同条第四項」と、「(同条第四項)とあるのは「(同項)と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

5 (略)

(地方公務員等共済組合法の特例)

第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。)に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百五十二号)の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第一百五十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百六条第一項中「の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「及び国の機関」と、「第一百十三条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第一百十三条第二項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「地方公共団体及び国」と、同法第一百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。

5 (略)

(地方公務員等共済組合法の特例)

第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。)に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百五十二号)の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第一百五十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百六条第一項中「の機関又は職員団体」とあるのは「及び国の機関」と、「第一百十三条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第一百十三条第二項」と、「又は職員団体」とあるのは「及び国」と、同法第一百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。

2

(略)

2

(略)

◎ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（平成二十年四月施行）
 （附則第二十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場</p>	<p>（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「又は受入先弁護士法人等」とする。</p>

◎ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）（平成二十年四月施行）

（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下この条において「国民年金法等改正法」という。）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号。第十四条第一号において「旧厚生年金保険法」という。）第七十九条又は国民年金法等改正法第三条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号。第十四条第二号において「旧国民年金法」という。）第七十四条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五百十号第一項又は第二項の事業（政府が管掌する健康保険に係るものに限る。第十四条第三号において同じ。）の用に供する施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十四条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それ</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十九条又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第七十四条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五百十号第一項又は第二項の事業（政府が管掌する健康保険に係るものに限る。第十四条第三号において同じ。）の用に供する施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十四条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それ</p>

ぞれ当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる業務のうち、旧厚生年金保険法第七十九条の施設に係るもの 厚生年金勘定
- 二 前条各号に掲げる業務のうち、旧国民年金法第七十四条の施設に係るもの 国民年金勘定
- 三 前条各号に掲げる業務のうち、健康保険法第五十条第一項又は第二項の事業の用に供する施設に係るもの 健康保険勘定

ぞれ当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる業務のうち、厚生年金保険法第七十九条の施設に係るもの 厚生年金勘定
- 二 前条各号に掲げる業務のうち、国民年金法第七十四条の施設に係るもの 国民年金勘定
- 三 前条各号に掲げる業務のうち、健康保険法第五十条第一項又は第二項の事業の用に供する施設に係るもの 健康保険勘定

◎ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（公布日施行）
 （附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民年金法の一部改正） 第七十条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。 第百八条第二項中「郵便局その他の」を削る。</p>	<p>（国民年金法の一部改正） 第七十条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。 第百八条中「郵便局その他の」を削る。</p>

◎ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（平成二十一年四月施行）
 （附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（第一項一般拠出金の徴収方法）</p> <p>第三十八条 徴収法第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十一条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の二の規定は、第一項一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>			
第十九条 第一項	(略)	第十九条 第一項	(略)
<p>当該保険関係が消滅した日（保険年度の中に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日。第三</p>	<p>日</p>	<p>当該保険関係が消滅した日（保険年度の中に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日）</p>	<p>日</p>

2 ・ 3	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	項におおむね同い。
		(略)	(略)	(略)	(略)

2 ・ 3	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)

◎ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第
（附則第二十五条関係）

号）（公布日施行）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>附 則</p> <p>第八十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。 別表第一の七十二の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="845 179 1037 1075"> <tr> <td data-bbox="845 179 957 492">七十二の二 社会保険 庁及び全国健康保険 協会</td> <td data-bbox="845 492 1037 1075">船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） による被保険者に係る届出に関する事務で あつて総務省令で定めるもの</td> </tr> </table>	七十二の二 社会保険 庁及び全国健康保険 協会	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） による被保険者に係る届出に関する事務で あつて総務省令で定めるもの
七十二の二 社会保険 庁及び全国健康保険 協会	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） による被保険者に係る届出に関する事務で あつて総務省令で定めるもの		
<p>現 行</p>	<p>附 則</p> <p>第八十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の七十三の項中「社会保険庁」を「全国健康保険協会」に 改め、「（昭和十四年法律第七十三号）」及び「被保険者に係る届出 」を削り、同項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="234 179 662 2060"> <tr> <td data-bbox="234 179 590 492">七十三の二 社会保険 庁</td> <td data-bbox="234 492 662 2060">国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 六十年法律第三十四号）附則第八十七条第 二項の規定により厚生年金保険の管掌者た る政府が支給するものとされた年金である 給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止 の解除又は受給権者に係る届出に関する事 務であつて総務省令で定めるもの</td> </tr> </table>	七十三の二 社会保険 庁	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 六十年法律第三十四号）附則第八十七条第 二項の規定により厚生年金保険の管掌者た る政府が支給するものとされた年金である 給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止 の解除又は受給権者に係る届出に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
七十三の二 社会保険 庁	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 六十年法律第三十四号）附則第八十七条第 二項の規定により厚生年金保険の管掌者た る政府が支給するものとされた年金である 給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止 の解除又は受給権者に係る届出に関する事 務であつて総務省令で定めるもの		

◎ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第 号）
 （平成二十年四月施行）
 （附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民年金の任意加入被保険者の特例） 第八条（略）</p> <p>2 前項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものは、同条第六項の規定によって国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第九項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に国民年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（国民年金の任意加入被保険者の特例） 第八条（略）</p> <p>2 前項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものは、同条第五項の規定によって国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第八項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に国民年金の被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>3（略）</p>